

カーボンFプラン（低圧）

（付帯契約要綱）

2024年1月1日実施

北海道電力株式会社

カーボンFプラン（低圧）

1 対象となるお客さま

この付帯契約要綱（以下「この要綱」といいます。）は、次のいずれにも該当し、当社との協議が整ったお客さまを対象といたします。

- (1) お客さまが1年を通じてこの要綱の適用を希望されること。
- (2) 当社が指定する契約種別（インターネット上の当社所定のウェブサイトにおいてお知らせいたします。）の電気の需給契約を契約されること。

2 付帯契約要綱の変更

- (1) 当社は、次の場合には、民法第548条の4の規定にもとづき、この要綱を変更することがあります。この場合には、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の付帯契約要綱によります。

イ 消費税および地方消費税の税率の変更等のやむをえない要因が生じた場合に、必要な限度において料金を変更するとき。

ロ お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者または配電事業者が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等の変更または法令の制定もしくは改廃により、この要綱を変更する必要がある場合

ハ その他、この要綱を変更すべき合理的な事由が生じた場合

- (2) この要綱を変更する場合には、当社は、この要綱の変更前は、変更内容を、変更後は、変更内容、需給契約の成立日、供給地点特定番号ならびに当社の名称および所在地をお客さまにお知らせいたします。この場合、電気事業法第2条の13に定める書面（以下「契約締結前交付書面」といいます。）および電気事業法第2条の14に定める書面（以下「契約締結後交付書面」といいます。）の交付に代えて、電子メールを送信する方法またはインターネット上の当社所定のウェブサイトに掲載する方法等によりお客さまにお知らせすることがあります。

なお、変更とならないその他の事項については、お知らせを省略することがあります。また、法令の制定または改廃にともない当然必要とされる形式的な変更その他需給契約の内容の実質的な変更をとまなわない変更の場合には、当該変更となる事項の概要のみを、契約締結前交付書面を交付することなく、電子メールを送信する方法またはインターネット上の当社所定のウェブサイトに掲載する方法等によりお客さまにお知らせいたします。この場合、契約締結後交付書面の交付はいたしません。

3 電源構成等

- (1) 当社は、この要綱による電気の供給に先だち、この要綱により供給する電気が再生可能エネルギー指定の非化石証書を使用することにより、実質的に再生可能エネルギーによる電気で構成されるよう調達計画を策定し、その電源種別ごとの構成比率および非化石証書の使用状況を算定いたします。
- (2) 当社は、この要綱により供給した電気の電源種別ごとの構成比率および非化石証書の使用状況を算定いたします。
- (3) 当社は、(1)または(2)で算定した電源種別ごとの構成比率および非化石証書の使用状況をお客さまにお知らせいたします。この場合、電子メールを送信する方法またはインターネット上の当社所定のウェブサイトに掲載する方法等によりお客さまにお知らせすることがあります。

4 環境価値の提供

当社は、この要綱により供給する電気について、再生可能エネルギー指定の非化石証書を使用することにより二酸化炭素排出量が零の価値を付加し、供給いたします。

5 契約の成立および契約期間

- (1) この要綱による契約（以下「この契約」といいます。）は、申込みを当社が承諾したときに成立いたします。
- (2) 契約期間は、次によります。

イ 契約期間は、この契約が成立した日から、料金適用開始の日が属する年度（4月1日から翌年の3月31日までの期間をいいます。）の末日までといたします。

ロ 契約期間満了に先だってお客さままたは当社から別段の意思表示がない場合は、この契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。この場合、当社は、契約期間満了前は、新たな契約期間を、この契約の継続後は、新たな契約期間、需給契約の成立日、供給地点特定番号ならびに当社の名称および所在地をお客さまにお知らせいたします。

なお、契約締結前交付書面および契約締結後交付書面の交付に代えて、電子メールを送信する方法またはインターネット上の当社所定のウェブサイトに掲載する方法等によりお客さまにお知らせすることがあります。

また、変更とならないその他の事項については、お知らせを省略することがあります。

ハ この契約とあわせて契約する電気の需給契約に係るお客さまの需要場所が、電気事

業法第 20 条の 2 第 1 項に定める指定区域として指定される場合の契約期間の終期は、イおよびロにかかわらず、当該指定区域に対し電気事業法第 2 条第 1 項第 8 号ロに定める離島等供給が開始される日の前日といたします。

6 料金の適用開始の時期

7 (料金) は、1 (対象となるお客さま) (2)に該当する需給契約の料金の適用開始の日から適用いたします。ただし、この要綱適用の際現に 1 (対象となるお客さま) (2)に該当する需給契約の料金の適用が開始されている場合は、原則として、この契約が成立した日を含む計量期間等の直後の計量期間等の始期から適用いたします。また、この契約が成立した日が計量期間等の始期の場合は、この契約が成立した日から適用いたします。

7 料 金

当社が指定する契約種別の需給契約にもとづく各月の料金は、当社が指定する契約種別の需給契約要綱または選択約款によって料金として算定された金額に、(1)によって算定された環境価値相当額を加えたものといたします。

(1) 環境価値相当額

環境価値相当額は、1 月につき次によって算定された金額といたします。

環境価値相当額 = (2)の環境価値対象電力量 × (3)の環境価値単価

(2) 環境価値対象電力量

環境価値対象電力量は、当社が指定する契約種別の需給契約のその 1 月の使用電力量といたします。

(3) 環境価値単価

環境価値単価は、次のとおりといたします。

環境価値対象電力量 1 キロワット時につき	3 円 00 銭
-----------------------	----------

8 契約の廃止

- (1) お客さまがこの契約を廃止しようとする場合は、あらかじめその廃止期日を定めて、当社に通知していただきます。
- (2) この契約は、9 (解約等) の場合を除き、原則としてお客さまが当社に通知された廃止期日を含む計量期間等の直後の計量期間等の始期に消滅いたします。ただし、お客さまが当社に通知された廃止期日が計量期間等の始期の場合は、お客さまが当社に通知された廃止期日に消滅いたします。

9 解 約 等

- (1) お客様が次のいずれかに該当する場合には、当社は、そのお客様についてこの契約を解約することがあります。この場合には、その旨をお客様にお知らせいたします。
 - イ 電気の需給契約を解約する場合
 - ロ お客様がその他この要綱に反した場合
- (2) 当社が指定する契約種別の需給契約が消滅した場合は、需給契約の消滅日にこの契約は消滅するものといたします。
- (3) お客様が、当社が指定する契約種別以外の契約種別に変更された場合は、原則として変更後の需給契約の料金適用開始の日にこの契約は消滅するものといたします。

10 そ の 他

- (1) 当社は、非常変災等のやむをえない理由により、この要綱による電気の供給の一部または全部を供給できない場合があります。この場合には、その旨をお客様にお知らせいたします。また、当社は、お客様の受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (2) (1)の場合またはこの要綱の適用状況その他により、当社は、この要綱を終了する場合があります。この場合には、契約期間満了前であっても、お客様にお知らせのうえ、この契約を終了いたします。また、当社は、お客様の受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (3) この要綱に定めのない事項については、電気標準約款[低圧]ならびに需給契約要綱もしくは選択約款に定めるところによるものといたします。

附 則（実施期日）

この要綱は、2024年1月1日から実施いたします。